



「障がいのある人が子どもを育てることへの支援」 ～結婚推進室「ぶ～け」の取り組みから～

社会福祉法人 南高愛隣会
松村 真美



法人概要

設立：1978（昭和52）年10月28日（**設立40年目**）

理事長： 田島光浩

テーマ「**ふつうの場所で
愛する人との暮らしを**」

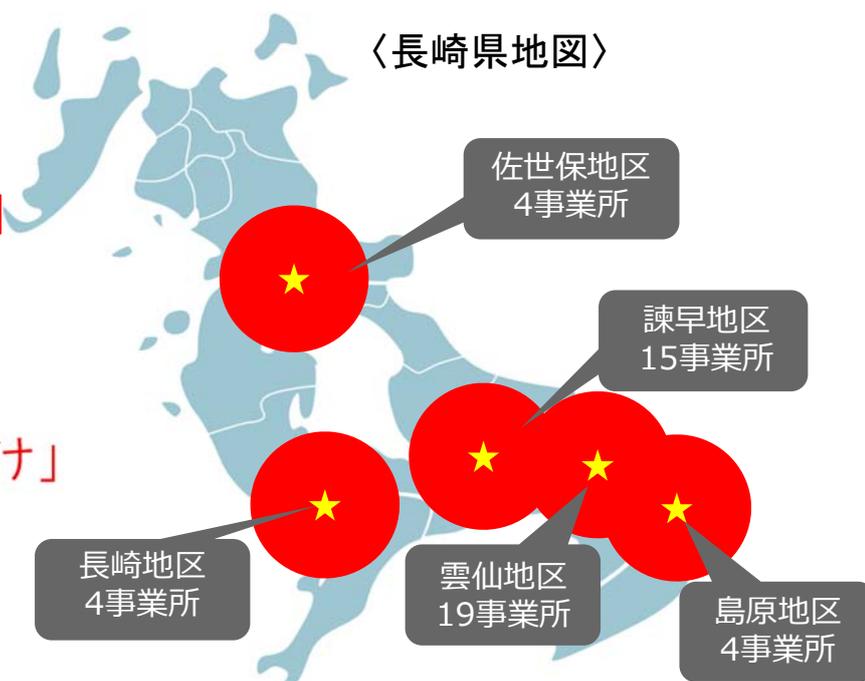
事業数： 63事業

※法人自主事業 2 事業

- ・結婚推進室「ぶ～け」
- ・自立生活援助事業

支援対象者数： 878名

職員数： 564名



2007年(平成19年)地域へ完全移行 (入所授産施設・入所更生施設閉園)



昭和53年開所
入所授産施設 雲仙愛隣場

▽夜勤型GH「高来の家・つどい」(県央東)



♪ さんらんのひととき ♪



重度の方のGH

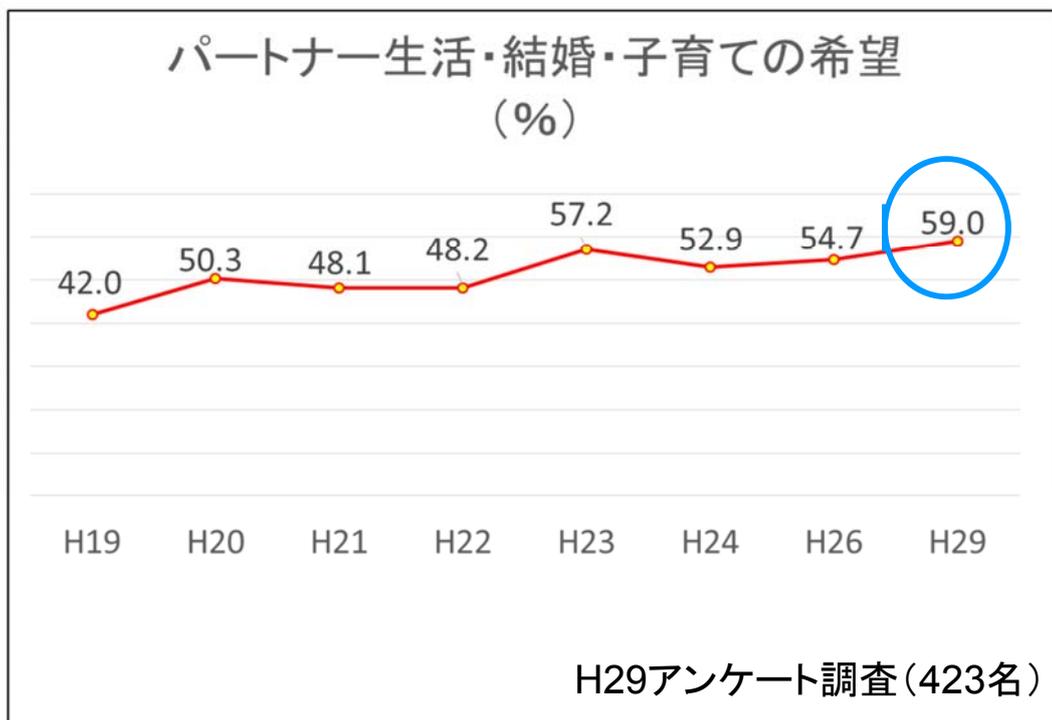


愛する人との暮らし



社会福祉法人 南高愛隣会

利用者アンケートより抜粋 (H19～H29 暮らしの希望の推移)



社会福祉法人 南高愛隣会

結婚推進室「ぶ〜け」

(1) 目的

障がいのある方たちの「ふつうの場所で愛する人との暮らし」を実現するために、登録者同士の出会いのチャンスを創り、交際が始まった後も、交際のフォローアップや、**愛する人との暮らしづくりを応援します。子育てや家族生活に至っても、豊かな暮らしが続くようサポートします。**



結婚推進室ぶ〜け

(2) 歴史

2003年(平成15年)発足

(世話人2名が地域生活援助業務の中で支援)

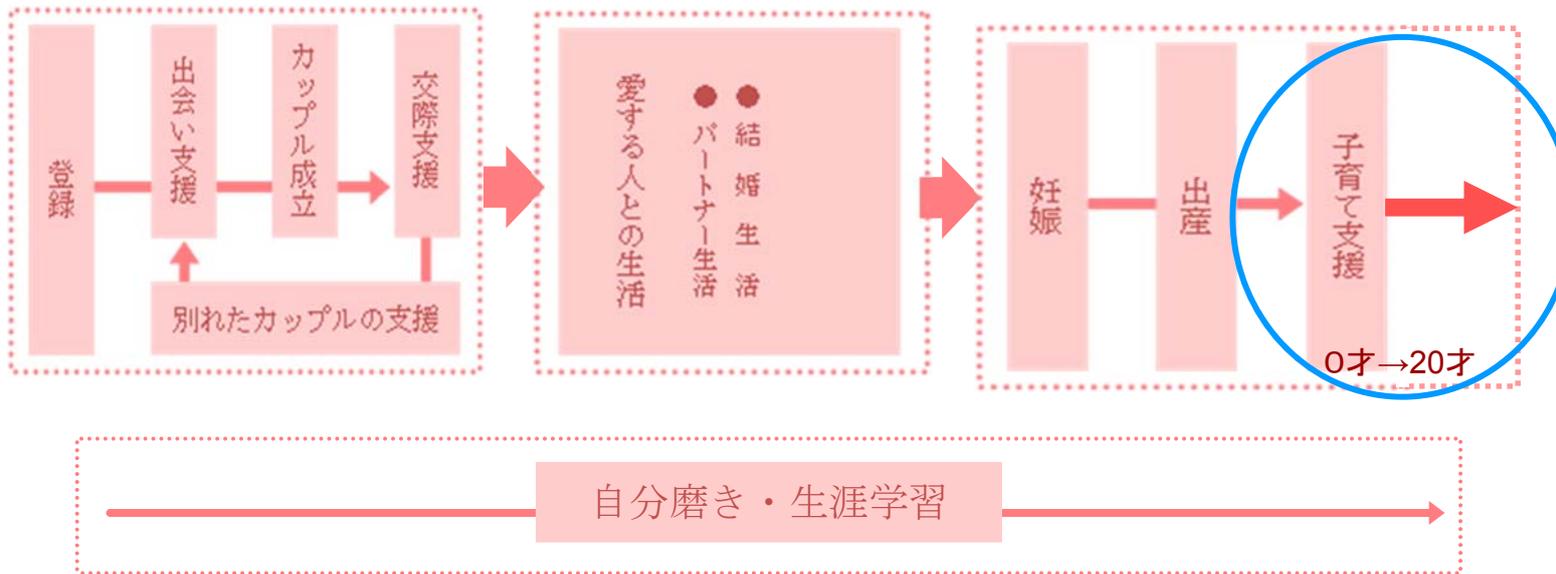
- ・法人自主事業として専任職員を配置
- ・平成26年～法人自主事業として会費制の導入、体制の強化

(3) 事業内容

- ♡ 自分磨き・スキルアップの開催
- ♡ 出会い・恋活(婚活)のサポート
- ♡ 夫婦・パートナー生活の応援
- ♡ 子育てサポート

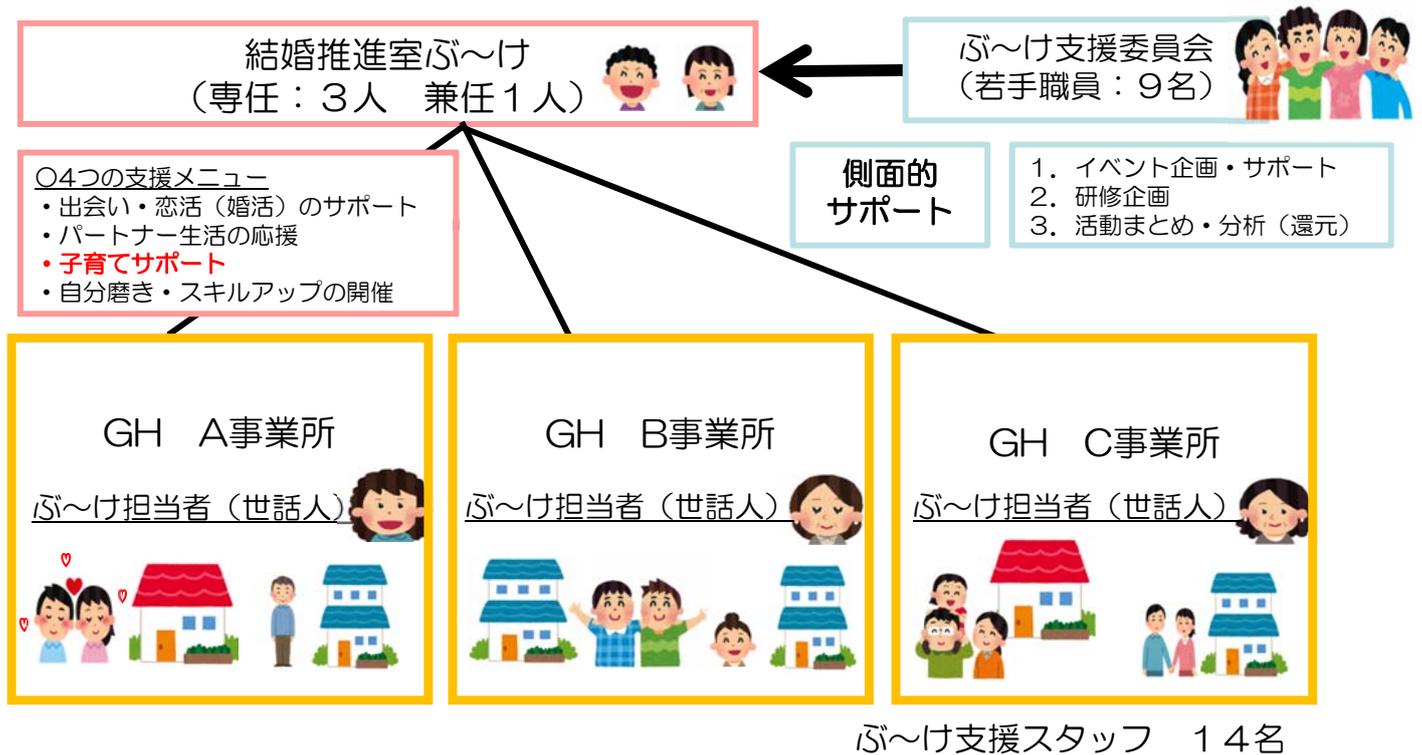


支援の流れ



結婚推進室「ぶ〜け」

(4)体制



♥『幸せづくり』の基本的な姿勢について

- ① 障がいの有無に関わらず、「人を愛する」ことを尊び見守っていく。
- ② 愛する人が出てきた場合、職員の個人的な価値観を押し付けない。「本人の思いを大切にすること」を基本に進めていく。
- ③ 本人の意見と親・家族と意見が違った場合は**本人の意見を優先する**。
- ④ 本人たちにとっては、パートナー生活と結婚生活は同じであり、「愛する人との暮らし」という表現に統一をはかる。
- ⑤ 「命の尊厳」を厳守（本人達の思いに添い、個別に丁寧に支援していく）
「命を授かることは 大切である」
- ⑥ 同性愛についても非難や差別をせず、愛することの尊さを共に喜び守っていく。
- ⑦ 子どもが「**親を尊敬する姿勢**」を大切にする

結婚推進室「ぶ〜け」 テーマ「ふつうの場所で愛する人との暮らしを」 平成26年より契約制になる

(5) 支援内容(活動)

■A会員-----142名

(恋活・婚活・自分磨き希望対象者
…会費1ヶ月2,500円)

★出会いの場の設定

- ・恋活パーティー・プチ恋活パーティーの開催
- ・スキルアップ講座の開催
(おしゃれ講座・マナー教室・からだ探検隊・性支援など)

★相談

- ・気になる人へのアプローチ相談
- ・お相手紹介・きっかけづくり
- ・デートコーディネート
- ・意思確認・交際アドバイス
- ・パートナー生活に向けてのアドバイスなど

■C会員-----3名(お試し可)

(婚活パーティーの案内・情報提供希望者
★恋活パーティーのお知らせ)

■B会員-----45名

(結婚・子育て希望対象者
…会費1ヶ月1家族5,000円)

★相談

- ・パートナー生活に係る相談とアドバイス
- ・夫婦関係・妊娠・出産・育児の相談・アドバイス

★情報交換・仲間作り

- ・井戸端雑談会の開催(女性同士・男性同士のおしゃべり会)・カップル交流会

・性支援・家族計画

- ・パパさん会・ママさん会(パパ・ママさんの雑談会)
- ・おひさま会(子育て家族の交流会)

★関係機関連携 相談支援事業所・自立生活援助事業所・保育園、幼稚園、小・中・高校・大学・教育委員会・保健所、児童相談所etc



性支援と家族計画

本人たちの今と将来の希望に寄り添いながら実現可能を伴走
親になることは簡単だが親であり続けることは難しく覚悟の要る事
子どもが成人するまでは親の責任で育てることの理解、自覚要
(苦手な部分は支援も有)

確認・支援項目

- ・ 知識の確認(身体の機能、性交渉、妊娠出産など)
 - ・ 学習(からだ探検隊・人との関係の取り方～マナーや関わり方、社会的ルールなどの学習)
 - ・ 体験(子育て疑似体験)
 - ・ 産婦人科医等(検査他、カウンセリング、出産や育児教育、避妊方法)
 - ・ 泌尿器科医等(検査等、カウンセリングなど)
 - ・ 職業的自立、経済的自立
 - ・ 子育て家族からの情報、交流(ピアカウンセリング)
 - ・ ご家族の意見、賛同もできれば得る
- * 本人たちが主体として「熟慮し決めていく」ことをサポートする。



社会福祉法人 南高愛隣会

11

パパさん会～語りあかそう！おやし、夫、一家の大黒柱、仕事人として。「男もつらいよ」



社会福祉法人 南高愛隣会

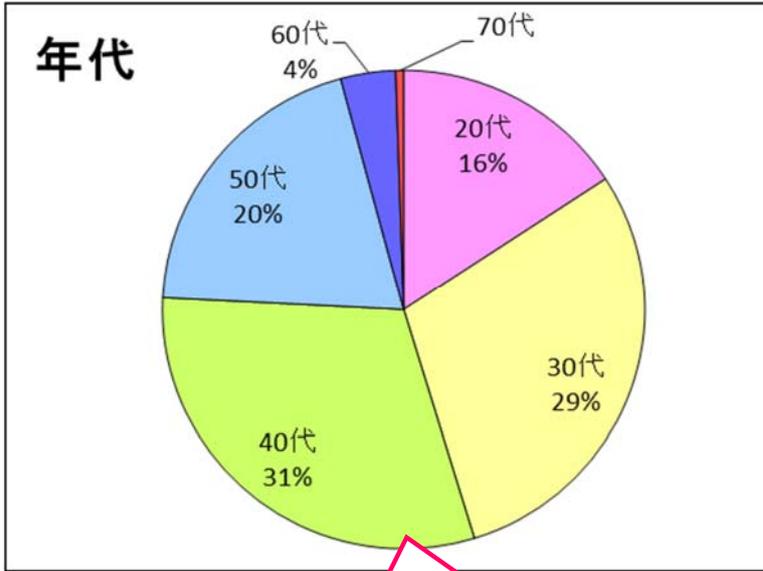
12

結婚推進室「ぶ〜け」

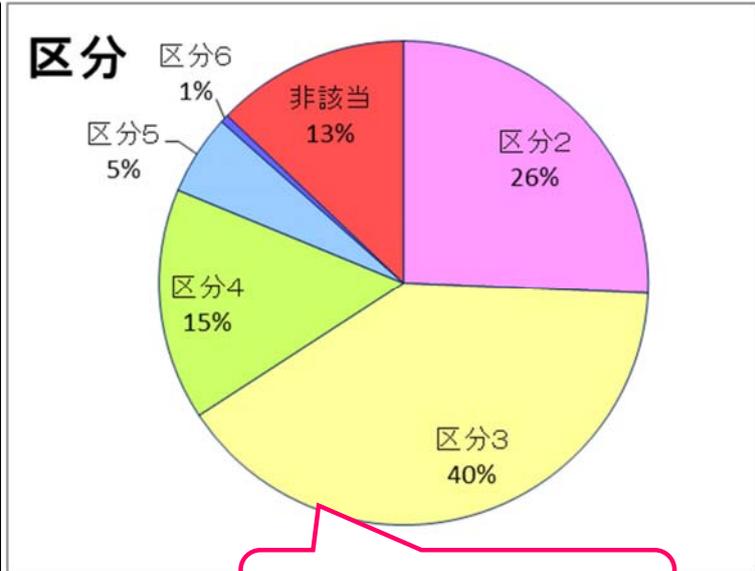
(6)年代・障害程度

平成29年4月現在

※総数190名



30代~40代が
60%



区分3, 4が55%

♥ 支援実績について

平成29年4月現在 実績

会員数	190名
お付き合い中のカップル	23組
結婚・パートナー生活 <small>(結婚・入籍 ・パートナー生活 ・同棲生活の意)</small>	24世帯
子育て中の家族	3世帯
相談件数 (月平均)	122件

(累計・・・H15~H28)

※累計39組(破綻6組)

※累計8人

登録者男女比率

女性 72名

男性 118名

登録者年齢

21歳~70歳



相談中の様子

子育てパパ・ママの状況(8組)

2018・1月現在

	年齢	出産年	出産時年齢	障害名	療育手帳	障害支援区分	現在利用福祉サービス	備考
今●●江	53	平成3年	27歳	知的障害	A2	3	GH・就労継続支援A型	親・家族の支援なし
田●●起	47	平成3年	21歳	知的障害	A2	3	GH・就労継続支援A型	実兄【障がい】の支援薄
加●●之	54	平成11年	36歳	知的障害	B1	なし	自立生活援助	妹、弟の支援なし
加●●子	55		37歳	知的障害	B1	3	自立生活援助 就労継続支援A型 居宅支援(家事援助)	親・家族の支援なし
岩●●広	41	平成17年	29歳	知的障害	B2	2	就労継続支援A型 GH・ぶ～け	母、兄弟の支援薄
岩●●子	43		31歳	知的障害	B1	3	就労継続支援A型 GH・ぶ～け	両親・兄弟の支援薄
岩●●央	38	平成17年	26歳	知的障害	B2	2	GH・ぶ～け	親・家族の支援なし
江●●雄	44	平成18年	33歳	知的障害	B1	3	就労継続支援B型 GH	兄の支援薄
江●●子	46		35歳	知的障害	A2	3	就労継続支援A型 GH	母・兄の支援薄
鹿●●一	51	平成20年	42歳	知的障害	B2	2	就労継続支援A型 GH・ぶ～け	姉の支援なし
鹿●●子	48		38歳	知的障害	B2	2	就労継続支援A型 GH・ぶ～け	母・兄共に施設利用で支援なし
原●●彦	38	平成25年	34歳	知的障害	B2	2	GH	親・家族の支援なし
原●●生	35		31歳	知的障害	B1	3	就労継続支援A型 GH	母親が時折訪問し側面支援有



社会福祉法人 南高愛隣会

15

子どもの状況(8名)

2018・1月現在

	性別	年齢	障害有無	障害名	福祉サービス利用	相談・連携先		
						0歳～6歳	7歳～15歳	16歳～20歳
平●●男	男	26	無	無	無	GH【母親】	GH【母親】	GH・学校進路担当 母：ぶ～け子育て支援
田●●子	女	26	無	無	無	GH【母親】	GH【母親】 生活支援ワーカー (自主事業)	高校寄宿舎・週末GH 母子：ぶ～け子育て支援・ 相談支援事業所・ ハローワーク
加●●志	男	18	有	知的障害 B2	放課後等デイサービス 短期入所	GH・ぶ～け	市教育委員会・小中 学校特別支援学級 GH・ぶ～け	高校進路担当・相談事業・ 自立生活援助事業・ ぶ～け退会、再利用予定
岩●●樹	男	12	有	知的障害 ADHD・B1	放課後等デイサービス 短期入所	児相・子ども支援課・保 育園・保健師・療育セン ター・Dr.OT・相談支援 GH・ぶ～け	市教育委員会・GH・ 小学校特別支援学級 ぶ～け	
岩●●か	女	12	有	知的障害 B2	ファミリーホーム	乳児院・児童養護施設・ 児相・GH・ぶ～け	ファミリーホーム GH・小学校特別支 援学級・ぶ～け	
江●●春	女	11	無	無	無	GH・ぶ～け	GH・ぶ～け退会	
鹿●●生	男	9	有	知的障害 ADHD・B1	放課後等デイサービス 短期入所	相談支援・GH・ぶ～け・ 児相・子ども支援課・保 育園・保健師・療育セン ター・Dr.ST	GH・ぶ～け・小学校 特別支援学級・子ど も医療福祉センター	
原●●	男	4	有	知的障害 の疑い	児童発達支援	GH・ぶ～け退会・ 保健師・相談支援		



社会福祉法人 南高愛隣会

16

事例(Nさん).....GH利用

- **支援者の障がいのある人の出産・子育てへの偏見と無理解**
- **27年前**
- 好きな人の子どもを妊娠し産みたかったNさん。
健康チェックには毎月生理のチェックがされていた
恋愛や交際を誰にも相談せず日常生活を送っていた
支援者が気づいた時には妊娠7ヶ月を過ぎていた
- Nさんの「産みたい」気持ちは強かった。結婚はできずお別れ
- ↓
- **支援者は猛反対！「シングルで自立度の高くないNさんが出産、育児ができるはずがない。2人の暮らしを誰が何の手立てでみていくのか？...生命の重さの軽視・偏見の内在**
- **結果、反対を超えて出産し懸命に子育てと仕事の両立に励んだNさん。GHの世話人さんもボランティアでNさんの子育てを応援し続けた。**
- **支援者の偏見と無理解を払拭したのはNさんの子育ての姿と子供の成長**
- **今、Nさん曰はく「〇男は私の自慢の息子、誇り、宝」 現在26歳・就職自立！**
- **本人の意志と適切な支援があれば障がいがある人も子育ては可能といえる。**
- **Nさんの20年の歩みはぶ〜け支援のベースになった！**

17

S家の親子でくつろぐ休日の様子



18

事例(S家)・・・・・・・・GH利用

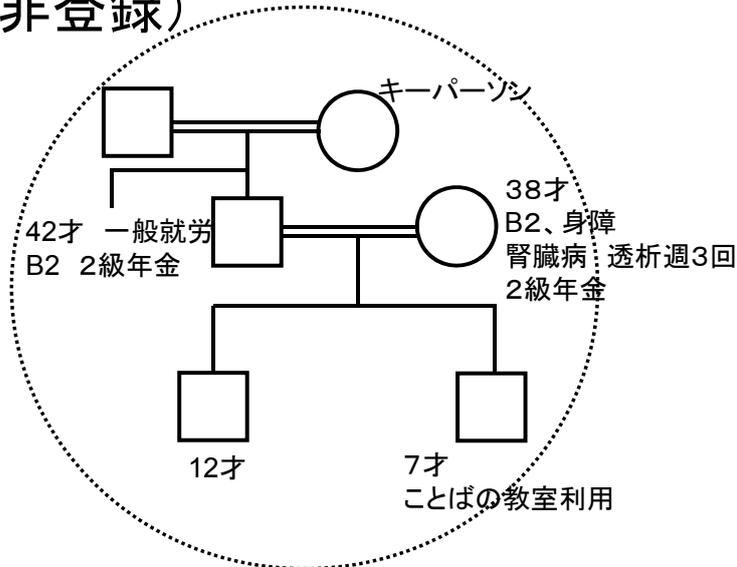
- 家族計画～産婦人科病院選択の壁～（H19年）
人権侵害にあたる言葉「・・・・・・・・」
「障がいのある人が子どもを産むなんてとんでもないこと。すべきではない」
障害者の出産・子育てに対する無理解と偏見・差別
- S夫婦の希望失墜 → 産婦人科医の選び直し
→ **理解ある医師を探す**
- I産婦人科院長との出会い。「希望も分かる、権利も大事、だが子どもを産み育てると言うことは簡単ではない。夫婦の覚悟と支援者の手助けが必須」という内容の話を繰り返し説いて下さった。
- I院長の指導助言の元、計画的に妊娠、無事に出産。

Kさん家族 ～ 祖父母と共に温か6人家族 ～

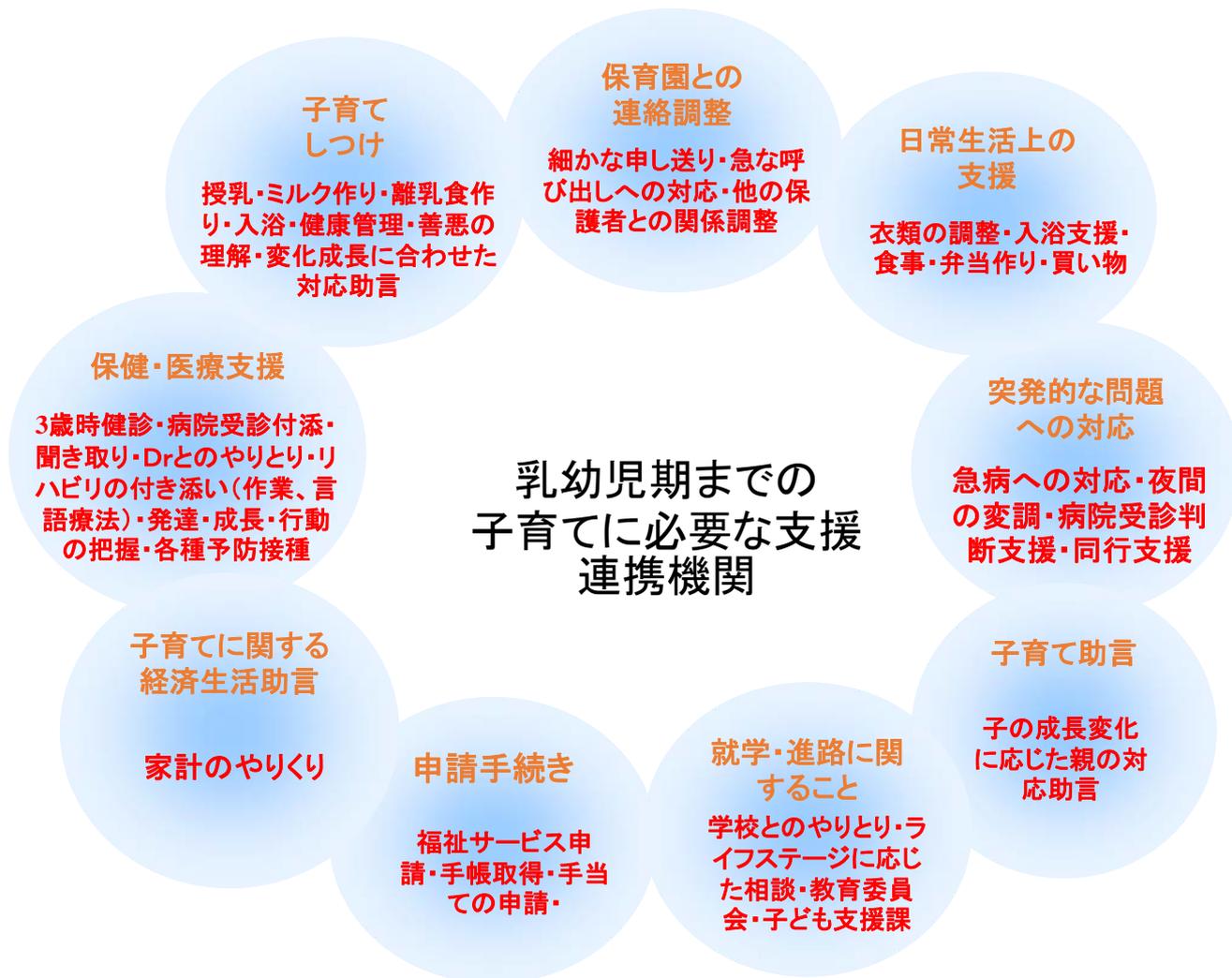


事例(K家)・・・在宅(ぶ～け非登録)

- ・ 家族の支援の元で子育ての夢を実現
 祖母の役割・・・夫婦の苦手部分を補足
 孫の学習支援、今後は塾を利用
 幼児期は保育園の送迎、連絡調整
 突発的疾患の対応
 社会性の育成
 夕食作り(朝、昼食は妻が担当)



- ・ 今後の心配
 - ・ 経済設計(孫の進学学費、クラブ費用など)
 - ・ 祖母が育児の応援が出来なくなった時のサポートや相談先
 - ・ 孫の発達
- * 両親は2人共に将来に対する不安、心配ごとは見い出せていない



* 子育て家族に必要な支援(苦手な部分は支援を)

- 手続き支援(各種申請や届け、園や学校からのお知らせや提出等)
文字理解・仕組みの理解の支援
 - 金銭管理や計画(夫婦の収入と支出の管理、子にかかる費用や将来を見据えた計画)
数計算と先の見通し・具体化の支援
 - 医療(各種健診や予防接種受診、子どもの変調への気づきや受診、急変対応や判断等)
症状の変化と病気の理解(知識)の支援
 - 相談(未経験事、理解できずに困っている事、内容よっての相談先)
仕組みの理解と判断、事象の整理への支援
- ◎ 子どもの成長・発達段階における変化理解と対応(知識と方法)
- ・ 通訳機能と同行支援や直接支援、助言を繰り返しながら体験を積み、子どもを育てるという「親としての役割」を果たしていけるようさりげなく支援する。(子育ての主体は親。支援者は親への支援、黒子)

縦割り制度から現行制度の補強を！

子どもの暮らす場所は自宅Or施設

両親に障がいがあればGHなどの成人の事業を利用しての生活や、自立生活援助の援助を受けての生活も有だが、その場合、子どもへの支援は認められない???

(例1) 地域生活援助事業(GH)に子育て支援加算を

成人・・・GH、ホームヘルプ(家事援助)、地域生活支援(移動支援)等
子ども(障がい)・・・児童発達支援、放課後等デイ、日中一時支援等

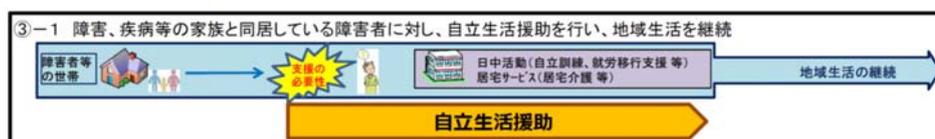
* GHの定員に子どもは非該当→定員内へ

* 子育て支援の特性上、乳幼児期は密な支援が必要。急病等の突発的事象に対してホームヘルプでは即応できない。(予測可能な範囲内・決まったサービス量)



(例2) 自立生活援助事業(新設)に子育て支援加算を

障がい者等の世帯の地域生活の継続(イメージ③-1)



世帯の進化形として子どもも援助の対象に



おわりに

- ・子どもの発達・成長にあわせて保健・医療
・教育・福祉の連携、制度の有機的活用
- ・障がいのある人が子どもを産み
育てるとい希望が叶う社会へ



【参考】

障害者権利条約

第十九条 自立した生活及び地域社会への包容

障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。

第二十三条 家庭及び家族の尊重

成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ**家庭をつくる権利を有する**。成年の男女は、婚姻中、及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

ひとひひとひの

幸せのカタチを。

